

## 令和2年第3回定例会 総務文教常任委員会審査記録（第1日目）

- 1 日 時 令和2年9月11日（金） 午前9時57分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第113号 村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について  
議第114号 村上市消防団の設置、定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について  
議第126号 令和元年度村上市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について  
議第127号 令和元年度村上市情報通信事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 4 出席委員（7名）

1番	渡 辺 昌 君	2番	木 村 貞 雄 君
3番	本 間 善 和 君	4番	高 田 晃 君
5番	佐 藤 重 陽 君	7番	河 村 幸 雄 君
8番	小 杉 武 仁 君		
- 5 欠席委員  
なし
- 6 傍聴議員（5名）

上 村 正 朗 君	菅 井 晋 一 君	富 樫 雅 男 君
稲 葉 久美子 君	山 田 勉 君	
- 7 地方自治法第105条による出席者  
議 長 三 田 敏 秋 君
- 8 オブザーバーとして出席した者  
副議長 大 滝 国 吉 君
- 9 説明のため出席した者

副 市 長	忠 聡 君
総 務 課 長	竹 内 和 広 君
同 課 参 事	小 川 智 也 君
同課人事管理室長	大 滝 誓 生 君（課長補佐）
同課情報化推進室長	川 崎 健 一 君（課長補佐）
企 画 財 政 課 長	東 海 林 豊 君
同 課 課 長 補 佐	太 田 尚 美 君
同課企画政策室長	田 中 和 仁 君（課長補佐）
同課契約検査室長	立 花 強 君（課長補佐）
同課財務管理室長	榎 本 治 生 君（課長補佐）
同課財務管理室係長	鈴 木 郁 君
自 治 振 興 課 長	渡 辺 律 子 君
同課自治振興室長	前 川 龍 也 君（課長補佐）
会計管理者会計課長	大 滝 慈 光 君
消 防 長	鈴 木 信 義 君
消 防 本 部 次 長	小 島 邦 広 君
消 防 本 部 総 務 課 長	小 林 精 司 君

選管・監査事務局長	佐藤直人君
監査委員事務局次長	木村俊彦君（課長補佐）
選挙管理委員会事務局次長	齋藤正栄君（課長補佐）
荒川支所長	平田智恵子君
神林支所長	石田秀一君
朝日支所長	岩沢深雪君
山北支所長	齋藤一浩君

10 議会事務局職員

局長	小林政一
次長	内山治夫

（午前 9時57分）

委員長（小杉武仁君）開会を宣する。

○当委員会の審査については、審査日程どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

**日程第1** 議第113号 村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（総務課長 竹内和広君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

総務課長 皆様、おはようございます。それでは、議第113号 村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明を申し上げます。諸般の報告でもご報告を申し上げたとおり、このたび8月21日付で懲戒処分を行ったものであるが、この不祥事に関して管理監督責任者として市長及び副市長のほうの給料を減額させていただくものだ。減額の内容といたしましては、令和2年10月から12月までの3か月間それぞれ給料月額10%を減額するものである。以上である。

（質疑）

佐藤重陽 度々にこういうことがあって三役も大変だなというふうに思う。私総務課長の本会議場での説明でちょっと気になるというか、引っかけたことあったのだけれども、まだ入ったばかりの新人さんだったよね。そして、その採用のときにも、表現はちょっと違ったけれども、採用のときにも過去のこともあり、その辺を重々注意した上で採用したというか、加わったような言い方をしたと思うのだ。だから、その採用時点でもう既に過去に何か前歴というか、そういうものがあつた職員なのかなと。それちょっと答えられる範囲でお願いします。

総務課長 ちょっと私の説明がまずかったのかもしれないが、私申し上げた趣旨は、新しい新採用の職員であると。ちょっと新聞には公表していないが、職員であると。採用後の研修の中で消防本部では過去にこういう事例があつたので、くれぐれも気をつけるよという指導は採用すぐにしたにもかかわらずという表現で説明をさせていただいたつもりである。

佐藤重陽 聞き取り方が悪かったみたいだ。了解した。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第113号について

ては、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

**日程第2** 議第114号 村上市消防団の設置、定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（消防長 鈴木信義君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

消防長 それでは、議第114号 村上市消防団の設置、定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定についてである。本会議でもお話したが、消防団の定数の改正を行うとともに、併せて文言の修正を行うものである。現消防団員数が本年4月1日現在で2,101人と定数に大きな差があること等々勘案して定数を改正するものである。なお、この定数改正に伴っての消防団の消防力に関しては、落ちることのないよう行っていくということにしている。以上だ。

（質疑）

本間 善和 消防長ご苦労さまである。それでは、一、二点質問させていただきたいと思うが、消防団のこれから定数が変わるという、改定したいという意図で今回提案したと。現状に合わせるという意図だと思っただけけれども、私危惧するのが各集落に配置してある機材、設置置場両方、今のところ班ということでの集落にも配置してあるというのが現状だと思っただけけれども、今回のこの条例の改正によって整備体制、はっきり言えば見直しがこれから一般質問の中では来年の春目指していろいろな関係者のご意見を聞きながらしていくということなのだけれども、基本的に各集落から機材、設置置場がなくなるという集落も出てくるのか。その辺のところちょっと危惧しているのだけれども。

消防長 今本間委員のほうからのご質問だけれども、今うちのほうで構想しているのは、まず最初に1班に2台ずつあるような機材、これに関しては使う頻度ももうなくなってきているところもあるし、点検もままならないというようなところもあるので、その辺に関しては削減しようかという考えはある。特に委員さんご承知のとおり山北地区に関しては、その班にというか、集落に団員が1人しかいないとか、いなくなったとかということも今ある。そこにもまだ機材は置いてあるのだけれども、それをほかの分団、ほかの班の方が一緒に点検もしているというようなところもあるので、その辺は消防団のほうと協議させてもらってどのようにするかというようなことを考えている。また、もしそこが消防団がないので、消防団の資機材としては持たないというようなことになったときには、各区長様方とお話しさせていただいて自主防災の関係で使用するのであれば、そちらのほうに譲渡等を考えている。

本間 善和 今の答弁で私理解した。そんな格好で地元の区長さんとよく協議をして、全くこれなくなるということは、私防災上非常に危惧するところなので、その辺のところは地元の区長さんと十分話合いの上のひとつお願いしたいと、そう思う。それからもう一点だけれども、今回のこの条例の改定10月1日という格好で、議会が終わると10月1日からという格好になるわけだけれども、現在2,422名の定数で保険とか云々を掛けていると思うのだけれども、それらの金額は莫大な金額になるわけで、実数で掛けていないはずだ、納めていないはずだ。それで、当然10月1日になると定数が変わると、可決されれば。当然私は、掛金が年度途中でも変わってくると思って

いるのだが、その辺の見解はいかがか。

消 防 長 今のご質問だけでも、10月中旬か下旬ぐらいに来年度の今おっしゃいました消防団の総合事務組合のほうへの掛金等の金額が決定する運びとなるので、今改正すると今年の分に関しては移動はないけれども、来年度分から削減にはなる。

本間 善和 今年の分は移動なしということで、もう納めてしまったということなのか。

消 防 長 今年度分に関しては、もう納入されている。

木村 貞雄 消防機具とかは、今説明したとおりで分かった。消防団が今でもやっている維持管理というか、消火栓とかそういう管理について、例えば大雪降ったりする場合もあるので、そういったものをどんなふうに今後やろうとしているのか。

消 防 長 現状は、今やっている方式と何ら変わりなく今の団員の中で各方面隊の中で組まれた中で除雪とか等はやっていくこととなっている。団員数が減るわけではない。今の現状の実数は減らないので、定数だけが今下げるということになる。

木村 貞雄 そういったことは支障ないのか、ごく少なくなると。

消 防 長 現状の実員数は減らないので、支障はないと考えている。

河村 幸雄 消防団の年齢制限というのは、地域によって多少異なるかと思うけれども、大きな開きがあるのか。

消 防 長 消防団員の年齢に関しましては、消防団のほうでもかなり協議はしている。言っただけけれども、一番年齢層というか、平均年齢が高いのは村上方面隊になる。一時期消防団のほうでも定年制をしいたらどうだかというような話もあったのだけれども、定年制をしくと村上方面隊の団員数が激減するというようなこともある。それで、消防団のほうで協議した中で定年制は設けないと。ただ、今朝日とか山北でもそうだけれども、若い人のほうが多いのだけれども、その人たちになるべく55歳ぐらいまでは団員として残ってもらえないかというような動きをお願いしているところだ。

河村 幸雄 防災士として今頑張っているわけだけれども、どちらかという消防団に入っていて消防団をやめて防災士になるというような形が決して悪いとは言わないけれども、そういうようなことが消防団の減少という形にはそういうような形には結びついていかないものなのか。

消 防 長 消防団と防災士というのは、まるっきり別な組織というか、問題なので、その方が消防団をやめて防災士になるというのは、それはそれで私結構なことだと思うのだけれども、今のところそれで団員が減っていったというような現状というのは把握していない。

佐藤 重陽 近年春、秋の演習というのが今年には特に行われなかったわけだけれども、私もここで考えなければいけないのは、ああいう定期的な演習というのは演習で必要なことだなど思うのだけれども、やっぱり実務演習的なものも必要なのかなど。私も消防団に入っていてポンプ車、今人力のポンプと違ってありがたいことにああやって可搬式なわけだから、最低3人いると消火活動が従事できるわけだ。だから、今1人しかいない消防団、集落もあるのだと、こういうことなので、3人で動かせる体制というのをまず常備当たり前の形の実務としての演習を行うようなことを考えて、言うように1人しかいないところは消防団を引退した、勇退した人たちがいればその人たちに入っていて、その集落の実務演習というのはまたできるのだろうと思うのだ。そんなことも考えながら、常に最低昼であろうと夜であろうととにかく最低3人そろろうと消火活動には従事できるのだと。その体制をつくる工夫を各団

ごとに、または方面隊ごとに研究してみたらどうかなというふうに思うのだが、いかがか。

消 防 長 今委員のおっしゃるとおり、私たちのほうでもそれを含めた中での機能別分団、機能別団員というものを考えている。この間一般質問でもお答えさせてもらったけれども、OB、要するに消防団を退職された方々にできる範囲の業務として機能別分団員として活躍してもらおうとか、そういうところは今消防団のほうとも話をなされている。

高 田 晃 今の条例改正だけでも、本会議でこれ上程されたときにちょっと私疑問に思ったところ、純粋な気持ちなのだが、今定数を約250名ほど少なくしようと。合併時2,329人、今2,101人、およそ200人ほどこの間減少している。この合併後もいわゆる消防団員の減少に伴っていかにして増やしていくかという部分を精力的にやってきたと私は思う。今消防長からも話があったように、機能別団員、これは消防のOBだけでも、OBの方々にも何とかいわゆる現場での補助的な役割をしていただきたいというふうな部分まで来ているのだが、なぜここでこの定数を減らさなければならぬのか。これは、2,422人のままだと何か法的に問題があるのか。

消 防 長 法的等に関しては、別に問題はない。ただ、消防団との話し合いの中でこの定数に今高田委員がおっしゃったように、それに近づけようと一生懸命頑張ってきたけれども、その中でもどんどん、どんどん下がっていく。年間100人ぐらいいも退団していくような現状だし、人口もどんどん、どんどん落ちていっている。なので、その定数を今の現状に見直しをかけたほうがいいのかと。先ほど申したように、実員数に関しては下がるわけではないので、その辺も含めた中で定数を変えたほうがいいのかと。要するに、目標値を下げたほうがいいのかというふうな話し合いの中で下げる方向で動いた。

高 田 晃 目標値を下げる。現状に合わせて、今人口減少の中でなかなか団員数が増えないと。しからば、今の現状値に合わせて定数を削減するという事は理解できるのだが、下方修正する意味も何かアクセルとブレーキ両方踏んでいるような、消防団を増やそう、増やそうとしながら定数は減らすのだというふうなことで、ちょっと私その辺で理解が個人的にはちょっと首をかしげる部分があるのだが、今の現状に合わせて定数を削減するのだというふうな説明の趣旨は分かった。

渡 辺 昌 機能別団員設けるといふことなのだけれども、この定数今度改めて設ける定数と今後機能別団員というのはこれ関係あるのか関係ないのか。

消 防 長 機能別団員も一応団員の定数の中に入ってくる。なので、団員数としては、その人たちが入ってくれば定数のほうに近づいていくというふうに考えている。

渡 辺 昌 では、実数とこの新しく定数になる人数に75人の差あるというのは、大体その枠と考えていいわけか。

消 防 長 その75人が全部機能別団員で埋まるかというのもなかなかこれ難しいところで、今機能別団員をお願いできないかという話が一番出ているのがやっぱり山北方面隊のほうで、団員のほうで退団なされた団員の方々に何とかそういうふうなのができたら残ってくれないかという話はしているけれども、その定数の今の現数との七十幾つもの差の中が全部埋まるというわけではない。

木 村 貞 雄 話聞いていると、消防団員を減らすのではなくて、要するに現状はだんだんと減っていくと。そういうことによって調整をしているように聞いているのだけれども、現在減っているその地域というのはどの辺のほうが一番減っているか。大体の話で

いいのだ。

消 防 長 現在のところだけでも、4月1日のだけでも、村上の定数に関しては731が実員数が642、荒川に関しては311の定数に対して286、神林に関しては431に対して412、朝日に関しては550に対し488、山北に関しては368に対して255というような数になっている。やっぱり一番少ないというのは、定数に満たないのが山北方面隊で、率にすると69%ぐらいだ。

木村 貞雄 要するに都会にしてみれば消防署でやっているの、消防団とは活躍そうしていないのだけれども、今の話になると逆にあって、だんだんと過疎地域のほうが減っていくと、消防団員が減っていくと。そうなると話が逆なのだけれども、それなりのその対策としてどんなことを考えているか。

消 防 長 先ほどもお話しさせてもらったけれども、人数的に実数に近づいている方面隊に関しては、機能別分団を使うということはないかと思う。特に今先ほども話したけれども、山北地区のほうが減っているというか、少ない状態なので、やめた方にもう一度変な話復帰してもらおうというような考え方でその機能別分団というものを起こしたいと。実員数が減っていくのを抑えていきたいというような考え方である。

木村 貞雄 消防団員がこれから確保できなくなると、やはり別の体制を考えなくてはならないので、もしそういった人材が確保ができなくなった場合は、やはりそういう地域の消防署の分署か、分署の機能を拡充しなければならないとかそういうことは考えていないのか。

消 防 長 今のところ各分署の人員に関しても増やせれば一番ありがたいのだけれども、なかなかそういう現状にはならない状態だ。なので、今ある人員の中で、消防本部に関しては今ある人員中で最大限の力が発揮できるような体制を取らせていただいている。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第114号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第3** 議第126号 令和元年度村上市土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長（企画財政課長 東海林 豊君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）

企画財政課長 おはようございます。それでは、議第126号 令和元年度村上市土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてご説明をさせていただきます。決算書の212Pからになるが、最初に216、217Pを、続きまして218、219を御覧いただきたいと思う。初めに、歳入であるが、一番上段の1款財産収入は、土地開発基金の利子収入4万3,324円である。続きまして、第2款土地開発基金借入金4,018万2,716円は、朝日まほろばインターアクセス道路用地の取得に係る土地開発基金からの借入金である。続きまして、次のページをお開きください。歳出については、1款1項1目の土地取得費4,018万2,716円は、先ほど歳入にあった朝日まほろばインターアクセス道路用地の用地取得に係る土地購入費と補助金である。次に、2款1項1目の土地開発基金費の1、土地開発基金積立金4万3,324円は、先ほどの歳入の利子収入と同額を土地開発基金に積み立てたものである。次のページをお開きいただきたいと思う。実質収支であるが、歳入歳出とも総額で4,022万6,040円となっている。以上である。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第126号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

**日程第4** 議第127号 令和元年度村上市情報通信事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長（総務課長 竹内和広君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

総務 課長

議第127号 令和元年度村上市情報通信事業特別会計歳入歳出決算認定についてである。歳入歳出の内容についてご説明を申し上げます。決算書の225P、226Pをお開きください。1款1項1目情報通信施設負担金については、設置に当たり19件の設置の負担金をいただいたものである。2の使用料及び手数料、説明欄の情報通信施設使用料現年度分5,182万5,530円については、通信使用料であるが、収納率は96.1%という収納率になっている。前年度が97.0%でほぼ同額程度の収納率となっている。2番の滞納繰越分については149万7,800円ということで、前年度よりも342万9,200円の減ということで、収納率のほうも39.3%と減少になっているが、これは滞納繰越分の数が減ってきて収納率が下がっているということである。次に、2項1目の放送手数料であるが、これは告知端末を利用して放送する依頼のあったものの放送の手数料1回500円の12回分6,000円の決算となった。3、繰入金については、一般会計からの繰入金4億2,694万5,000円ということで、昨年度よりも大幅なマイナスとなっている。原因といたしましては、歳出のほうでご説明申し上げますが、起債の償還に関する分の減と維持管理費について減少があった、その分の繰入れが減ったということである。繰越金については、前年度繰越金987万5,960円ということで、昨年度よりも302万1,577円ほど多くの繰越金となった。5款の諸収入、雑入であるが、光伝送路等貸付料2,795万2,735円については、インターネットや携帯電話用で光回線を貸し付けているNTT東日本ほか計4事業者のほうへの貸付料である。2の道路改良工事等支障施設工事補償料については、県道高根村上線の道路改良、それから猿沢の前ノ川の河川整備、あとは県道の山北関川線の防災安全施設等の物件補償料が補償料として入ってきているものである。続いて、歳出のご説明を申し上げます。めくっていただきまして、227P、228Pである。説明欄でご説明を申し上げます。1、情報通信事業一般管理経費1,292万8,433円は、ほぼ前年並みの決算となった。上から4つ目の料金回収代行手数料については、代理収納分を前年度で切り替えていて廃止をしている。口座振替に変えている関係で今年度については前年度と比較して52万8,768円の減となっている。次の機器保守等委託料については、3地区のセンター設備の保守委託料ということで414万7,000円の決算となった。下から3つ目に工事補償等材料費がある。これは、前年度と比較して132万8,400円増の332万6,400円となった。故障等が発生した場合すぐ行って修理をするわけだが、その材料費について手後れのないようにちょっと今年購入をさせていただいて即座に対応できるようにしたものである。それから、2の情報通信事業職員人件費2,335万1,196円については、3名分の人件費の決算額を計上したものである。次に、2目の施設管理費、1番の山北地区施設維持管理経費9,737万3,984円については、昨年度と比較しまして827万2,518円の減となった。その中で2つ目の修繕料1,113万

8,429円については、幹線の修理とか個人宅への引込み等で前年度と比較しまして199万5,908円の増となっている。真ん中にある告知端末機借上料1,700万4,000円については、2,600台分の告知端末機の借上料である。一番最後になる工事請負費101万2,000円については、昨年度より大幅な減になっているが、この工事について寝屋地区の共同受信している個人宅への切替え工事に係る分である。2の朝日地区施設維持管理経費1億1,055万981円については、昨年度と比較しまして2,800万5,336円の減となっている。2の修繕料1,197万5,439円については、昨年度と比較して278万7,668円の減となっている。幹線等の支障移転の件数が減ったということである。中段にある設備保守点検業務委託料が1,311万576円ということで、昨年度と比較して536万5,464円の大幅な増となっている。これは、後ほど情報センター関連の機器のリース料でご説明申し上げるが、そちらを再リースに変えた。再リースに変えた結果機器の修繕交換の保証契約分が必要となって、その分530万円ほど機器の保守のほうが増えたということである。めくっていただくと、システム使用料をはじめ3番目の電算関連機器リース料については、238万380円の増となっている。これについては、無停電装置が老朽化して新規リースをした関係で増加したものである。情報センター機器等リース料336万3,748円ということで、これは昨年度より3,322万5,941円の大幅な減となっている。先ほどご説明申し上げたとおり、再リースにより大幅なリース料の減額となったものである。最後の工事請負費317万1,141円の工事につきましては、県道高根村上線の道路改良工事に伴う光伝送経路の移設工事の分である。3番の神林地区施設維持管理経費8,582万393円につきましては、昨年度と比較して416万2,305円の減となっている。修繕料539万2,566円についても、昨年度と比較して170万4,493円の減ということで、支障移転の件数が減したものである。告知端末借り上げについては2,520台分の借上料である。そして、今年大幅な減の1つは、工事請負費は全くなかったということである。続いて、2款公債費である。起債償還元金1億7,848万831円については、昨年度と比較して3,393万9,461円の減ということで設備を整備したときの起債償還費が減っているということであるし、同じく利子についても274万3,608円ということでほぼ半減、昨年度より274万7,724円の減となっている。おめくりいただいて実質収支である。1,000円単位ではあるが、歳入総額で5億2,066万7,000円、歳出総額で5億1,124万9,000円、差引き941万8,000円が実質収支となっている。以上である。

(質 疑)

- 本間 善和 総務課長、ご苦労さまである。それでは、一、二点お聞きしたいと思うが、よろしく願います。各地区の支出のところだけでも、228P等に保険料という格好で支出、15万円ぐらいつつ保険料組んで支出しているが、この保険料というのは何に対する保険料になっているのか。
- 総務 課長 センター機器とか光伝送路の設備の共済の保険料である。被害があったときの共済保険の分である。
- 本間 善和 よく私各支所、私が住んでいるところ山北なものだから、山北支所の放送器具、例えば支所の部屋に置いてあるはずだけれども、その器具が故障しているというちょっとお話を聞いたことあったのだ。ちょっと必要なときに故障してしまうと。そういう放送器具の保証というのは、この保険の対象になるのか。
- 総務 課長 この保険につきましては、あくまでも災害、例えば雷が入ってしまったとかそうい



うときの故障、それが原因で発生したときの要は共済であるので、保険料になる。昨年ケースは、機器の接続関係の不備とかいうことでこの保険の対象とはなっていない。

(「対象になっていない」と呼ぶ者あり)

本間 善和 ちなみに、この保険で対象になったというのはあったのか、昨年の決算で、3地区合わせてだけれども。

総務 課長 昨年度はなかった。

本間 善和 そうすると、ちょっと関連なのだけれども、修繕料で約2,600万円ぐらい出しているわけだ、3地区で。これというのは、この修繕というのは全くそういう保険には対象にならないということになってしまうのか。なる方法はないのか、この修繕料に対して。

総務 課長 予算計上科目修繕料であるけれども、基本的にこの経費は建物とか動かしたときとか告知端末を動かさなければならぬと。支障移転に関して引込線等を直さなければならぬと。その設備のある引込線を修繕して直すという修繕料であって、壊れて修繕するとかいう意味の修繕料ではない。

(「分かりました。了解しました」と呼ぶ者あり)

高田 晃 ちょっと参考に教えてほしいのだけれども、228P、朝日地区の設備維持管理経費の中で、自主放送番組制作業務委託料690万何がし載っているけれども、これは内容はどんな自主放送番組だったのか。

(「情報化推進室長のほうでお答えさせていただく」と呼ぶ者あり)

情報化推進室長 あさひちゃんねるの特別番組等の作成委託であるけれども、市の話とかイベントなどのニュース関連の撮影、取材等もお願いしているし、そのほか番組編成、週1回の定期更新等もお願いしている。また、映像の素材等の作成等も併せて委託しているという形になっている。

高田 晃 あさひちゃんねるの委託関係だね、そうすると。分かった。もう一点、総務課長、ちょっと関連なので、これとはちょっと違うかもしれないけれども、前に本庁Wi-Fiの環境がないということで、今回の補正にあれしたけれども、このほかの支所はどんな状況なのか、そのWi-Fi環境は。

総務 課長 このたび上げてあるWi-Fi環境については、支所の分も含まれている。

(「はい、分かりました」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第127号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

○以上で本委員会に委託された案件の審議を終了し、本委員会の報告を委員長に一任することを決め、閉会する。

委員長(小杉武仁君) 散会を宣する。

(午前10時41分)